

ワーク・ライフ・バランス表彰

推進事業所募集中

～ワーク・ライフ・バランスに関する取組を積極的に推進している事業所を表彰します～

募集要件 ①ワーク・ライフ・バランスに関する取組（下記1～12 にあてはまる取組）
のいずれかを積極的に実施している事業所。

②平成22年4月1日時点で、1年以上静岡市に所在している事業所。

応募方法 裏面応募用紙に必要事項をご記入の上、下記応募先へご提出ください。（郵送可）
応募用紙は、静岡市のホームページからも取得できます。

募集締切 平成22年10月29日（金）必着

※表彰事業所は、事業所の名称や取組内容について、静岡市のホームページなどで広報・紹介します。

●第1回（平成21年度）受賞事業所

- ・（株）静岡銀行
- ・しずおか信用金庫
- ・平和みらい（株）
- ・東亜ドラム油業（株）清水事業所
- ・NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか

→取組内容については、静岡市商業労政課ホームページを御覧ください。

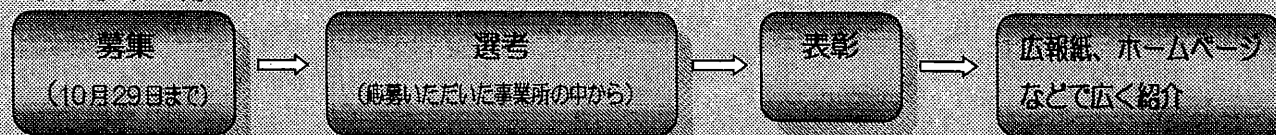
○ワーク・ライフ・バランスとは

⇒「仕事や生活の場におけるあらゆる活動を自らが希望するバランスで展開できる状態」をいいます。

ワーク・ライフ・バランスに関する取組

- 1 従業員の仕事と生活の確立（調和）支援に向けて、職場の環境を整備する取組
- 2 従業員の個々の能力を十分に発揮できる職場づくりに向けた取組
- 3 働き方の見直しに資する労働条件の整備に関する取組
- 4 所定外労働の削減のための取組
- 5 年次有給休暇の取得促進のための取組
- 6 育児、介護又は自己啓発のための休業や勤務時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務などの制度を活用する取組
- 7 育児休業又は介護休業の取得者に対する円滑な職場復帰に向けた取組
- 8 育児又は介護に関する事業所内保育所の設置や補助金、法定外の休暇、相談窓口の設置などの取組
- 9 育児や介護等により退職した者を再雇用や再就職により積極的に受け入れる取組
- 10 就業環境の変化に応じた非正規雇用から正規雇用への転用制度
- 11 経営陣と従業員が協力する働きやすい職場づくりに向けた取組
- 12 その他ワーク・ライフ・バランスを実現するための独自の取組

●表彰事業の流れ



ご応募・お問合せ先 静岡市経済局商工部商業労政課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
電話 054-354-2430 FAX054-354-2132

商業労政課ホームページ (<http://www.city.shizuoka.jp/deps/shogyorousei/wlb.html>)

